

多面的機能支払交付金実施要綱・要領左右対照表

実施要綱	実施要領	備考
<p>(別紙1)</p> <p>農地維持支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第1 事業内容 事業実施主体は、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動(以下「農地維持活動」という。)を行う組織に対して、農地維持支払交付金を交付する。</p> <p>第2 事業実施主体 地域協議会とする。</p> <p>第3 対象組織 農地維持支払交付金の交付の対象となる組織(以下「対象組織」という。)は、次に掲げる組織とする。 1 広域活動組織 2 活動組織</p> <p>第4 対象農用地 農地維持支払交付金の算定の対象は、農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、以下に掲げるものとする(以下「対象農用地」という。) 1 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの 2 多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として、都道府県知事が別紙3の第2の1に定める基本方針において定める農用地</p> <p>第5 対象活動 1 農地維持支払交付金の交付の対象となる活動は、第7の2に定める活動計画に基づくものであって、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすものとする。</p>	<p>第1 農地維持支払交付金</p> <p>1 対象農用地 (1) 対象農用地の区分 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「要綱」という。)別紙1の第4の対象農用地は、次に掲げる田、畑及び草地に区分する。 ア 「田」とは、湛水するための畦畔及びびかんがい機能を有している土地とする。 イ 「畑」とは、農用地のうちアに定める田及びウに定める草地を除くものとし、樹園地を含むものとする。 ウ 「草地」とは、牧草専用地及び採草放牧地とする。牧草専用地とは、農用地のうち牧草の栽培を専用とするものであって、播種後経過年数(概ね7年未満)と牧草の生産力から判断して、耕作の目的に供される土地としてみなしうる程度のものとする。ただし、農用地のうち牧草の立毛があるものであっても、作付けの都合により1年から2年の間に限り牧草を栽培している場合は、牧草専用地ではなく「畑」とする。また、採草放牧地とは、主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地とする。 (2) 対象農用地の面積の測定 要綱別紙1の第4の対象農用地の面積の測定は、別記1-1に定めるとおりとする。 (3) 一団の農用地 要綱別紙1の第4の一団の農用地は、要綱別紙1の第1の農地維持活動(以下「農地維持活動」という。)により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全される農用地であって、要綱別紙1の第3の対象組織を構成する集落の区域の農用地とする。</p> <p>2 対象活動 (1) 都道府県知事は、別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、別記1-3の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、要綱別紙3の第2の1に規定する多面的機能支払の実施に関する</p>	

- 2 対象組織は、農村振興局長が別に定めるところにより、地域資源の適切な保全管理のための推進活動を実施し、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定するものとする。
- 3 1の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象組織が1の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合には、事業実施主体は、都道府県知事と協議の上、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。

#### 第6 計画の策定等

- 1 事業実施主体は、事業に着手しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、交付金の交付に関する業務の方法を定めるとともに、毎年度、事業実施計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業実施計画を変更したときは、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

#### 第7 対象組織の活動の実施等

基本方針（以下「基本方針」という。）において、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を策定する。

- (2) 要綱別紙1の第5の2の地域資源の適切な保全管理のための推進活動（以下「推進活動」という。）は、別記1-4に定めるところとする。また、対象組織は、地域資源保全管理構想を策定後、地域協議会長に提出するものとする。なお、農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知。以下「対策旧要綱」という。）又は農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2261号。以下「交付金旧23要綱」という。）に基づき策定する体制整備構想については、地域資源保全管理構想の策定を含む推進活動の実施をもって取りまとめられたものとみなす。
- (3) 都道府県が定める農地維持支払交付金に関する地域活動指針に基づき要綱別紙1の第7の2の活動計画書に定められた活動の実施を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める要綱別紙2の第5の1の地域資源の質的向上を図る共同活動（以下「資源向上活動（共同）」という。）に関する地域活動指針に基づく活動を農地維持支払交付金により実施することができる。
- (4) 都道府県が定める農地維持支払交付金に関する地域活動指針に基づき要綱別紙1の第7の2の活動計画書に定められる活動に加え、それらの活動を補完し効果を高める活動であって、多面的機能の発揮に必要な地域共同の活動を活動計画書に定め、実施することができる。
- (5) 要綱別紙1の第5の3の活動要件の特例の内容は、都道府県知事が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件にかかわらず、地域の被災の状況に応じて必要となる活動に重点的に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。
- (6) 事業実施主体は、要綱別紙1の第5の3の活動要件の特例措置を適用しようとするときは、都道府県知事と協議の上、活動要件の特例措置を適用する対象組織を指定し、地方農政局長等の承認を受けるものとする。なお、当該対象組織の活動要件の特例措置の延長が必要な場合、事業実施主体は、毎年度、都道府県知事と協議した上で、当該措置の延長について、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）の承認を受けるものとする。

#### 3 事業の実施

- (1) 交付金の交付に関する業務の方法の策定  
事業実施主体は、次に掲げる項目を内容とする業務方法書を作成し、様式第1-1号により地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- ア 多面的機能支払交付金に係る業務運営の基本方針
  - イ 多面的機能支払交付金の管理方法
  - ウ 対象組織の多面的機能支払交付金の申請等の手続
  - エ 多面的機能支払交付金の返還等の手続
  - オ その他業務運営に必要な事項
- (2) 業務方法書等の変更  
事業実施主体は、業務方法書を変更しようとするときは、3の(1)の規定に準じて、地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- (3) 事業実施計画の策定  
要綱別紙1の第6の1の事業実施計画書の様式は、様式第1-2号とする。

事業実施主体が農地維持支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等については、次に定めるとおりとする。

#### 1 協定

- (1) 広域活動組織は、地域共同で農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動に取り組む集落又は活動組織及びその他関係者との間で、別紙5の第5に定める広域協定を締結し、対象農用地が存する市町村長の認定を受けるものとする。
- (2) 活動組織は、農地維持活動が円滑に実施できるよう、活動組織の代表者と対象農用地が存する市町村長との間で、別紙6の第4に定める協定を締結するものとする。

#### 2 活動計画

対象組織は、1に定める協定（以下「協定」という。）について、市町村長への認定の申請又は市町村長と締結しようとする場合は、次に掲げる事項を定めた活動計画書を作成し、これを協定書に添付するものとする。

- (1) 組織の名称及び所在地
- (2) 活動期間
- (3) 保全管理する区域内的の農用地、施設
- (4) 交付金額
- (5) 位置図
- (6) 構造変化に対応した保全管理の目標
- (7) 実施計画
- (8) その他必要な事項

#### 3 採択申請

- (1) 対象組織の代表者は、農地維持支払交付金の交付について採択を受けようとするときは、活動計画書に協定及び対象組織の運営に関する規約等を添え、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により提出のあった書類を審査の上、当該対象組織に

#### 4 協定

- (1) 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金旧24要綱」という。）交付金旧23要綱又は対策旧要綱に基づき平成22年度から平成25年度までの間に市町村長と締結した協定又は認定された農地・水・環境保全管理協定の取扱いについては、なお従前の例によることとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、要綱に基づき新たに要綱別紙1の第7の1の協定（以下「協定」という。）を締結した対象組織の協定の取扱いについては、要綱の規定を適用する。

#### 5 活動計画

要綱別紙1の第7の2の活動計画書は様式第1-3号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。

- (1) 要綱別紙1の第7の2の(2)の活動期間は、原則として5年間とする。ただし、第1の4の規定により新たに協定を締結する場合の活動期間は、従前の協定期間終了年度末までとすることができる。
- (2) 要綱別紙1の第7の2の(3)の保全管理する区域内的の農用地、施設には、対象組織が協定に位置付けて活動を実施する農用地（以下「協定農用地」という。）の所在地及び面積、対象農用地の所在地及び面積並びに活動を実施する農業用水路その他の農業用施設の所在地、延長等を記載する。
- (3) 要綱別紙1の第7の2の(4)の交付金額には、要綱別紙1の第8の2の(1)及び要綱別紙2の第8の2の(1)の地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た年当たり交付金額及び活動期間の総額を記載する。
- (4) 要綱別紙1の第7の2の(5)の位置図には、対象組織が活動を行う農用地及び水路・農道等の施設を図示する。
- (5) 要綱別紙1の第7の2の(6)の構造変化に対応した保全管理の目標には、担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、地域資源を適切に保全管理するための目標を記載する。
- (6) 要綱別紙1の第7の2の(7)の実施計画には、都道府県が策定する地域活動指針及び同指針に基づく要件に適合した対象組織の活動の計画を記載する。
- (7) 要綱別紙1の第7の2の(8)のその他必要な事項には、8の(5)に規定する場合にあっては、活動計画書に記載した農用地及び水路・農道等の管理に係る活動を多面的機能支払交付金（以下「本交付金」という。）により行う旨を記載する。
- (8) 2の(4)の多面的機能の発揮に必要な地域共同の活動を行う場合は、当該活動の計画を記載する。
- (9) 要綱別紙2の第3の2の(4)の対象組織については、農地維持支払交付金の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う旨を記載する。
- (10) 要綱別紙2の第3の2の(4)の対象組織のうち、要綱別紙2の第5の2に掲げる施設の長寿命化のための活動（以下、「資源向上活動（長寿命化）」という。）を行う対象組織については、(9)に加え、施設の機能診断を行う旨を記載する。

#### 6 採択申請

- (1) 要綱別紙1の第7の3の(1)の活動計画書の提出は、農地維持支払交付金について採択を受けようとする年度の6月30日（地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合において、事業実施主体の代表者が、地方農政局長等に対して、同日までに様式第1-4号により届出を行ったときにあっては、当該

農地維持支払交付金を交付することが適当であると認めるときは、採択を決定し、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。

#### 4 採択内容の変更

対象組織の代表者は、3により採択された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合は、3の手續に準じて、事業実施主体の承認を受けるものとし、その他の事項の変更については、事業実施主体へ届出を行うものとする。

- (1) 保全管理する対象農用地面積の変更
- (2) 保全管理する対象施設の変更
- (3) 対象組織の変更
- (4) 活動の追加、中止又は廃止

#### 5 活動の実施

(1) 対象組織は農地維持活動を実施する際には、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

ア 対象組織は、農地維持活動を実施しようとするときは、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手續を経て実施方法等を決定すること。

イ 対象組織は、交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。

(2) 協定の対象となる農用地に、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）に定める集落協定等の対象となる農用地を含める対象組織は、活動計画書に位置付けた農地維持活動の実施にあたっては、農地維持支払交付金により行うものとする。

#### 6 実施状況の報告

(1) 活動組織は、毎年度、協定に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長の確認を経て、事業実施主体に報告するものとする。

(2) 広域活動組織は、毎年度、協定に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、協定参加者からの活動報告の確認を行った上で、これを取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長の確認を経て、事業実施主体に報告するものとする。

年度の10月31日)までに事業実施主体に提出するものとする。

(2) 要綱別紙1の第7の3の(2)の採択の通知の様式は、様式第1-5号とする。

#### 7 採択内容の変更

(1) 要綱別紙1の第7の4の採択内容の変更承認申請は、活動計画書に変更があった協定又は対象組織の運営に関する規約等（以下「規約等」という。）を添え、事業実施主体に提出するものとする。

(2) 要綱別紙1の第7の4の採択内容の変更の届出は、変更があった年度の要綱別紙1の第7の6の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時に、変更があった活動計画書、協定又は規約等を添え、いずれか早い期日に提出するものとする。

#### 8 活動の実施

(1) 対象活動期間

農地維持支払交付金については、対象組織が採択された年度の4月1日以降に実施した農地維持活動について支援の対象とする。

(2) 活動の記録

対象組織は、農地維持活動を行った場合は、様式第1-6号の活動記録に、活動の日時、内容、参加人数等を記録する。

(3) 会計経理の適正化

農地維持支払交付金の交付を受けた対象組織の代表者は、次に掲げる事項に留意して会計経理を行うものとする。

ア 農地維持支払交付金は、多面的機能支払交付金以外の事業と区分して経理を行うこと。また、要綱別紙2の第5の2の資源向上活動（長寿命化）に係る交付金と区分して経理を行うこととするが、資源向上活動（共同）に係る交付金その他の資源向上支払交付金とは区分せずに経理を行うことができる。

イ 農地維持支払交付金の使用は、協定又は活動計画書に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書等支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。

ウ 金銭の出納は、金銭出納簿より行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。なお、金銭出納簿は様式第1-7号により作成する。

(4) 事務の委託

対象組織は、農地維持支払交付金に係る事務の一部を当該対象組織以外の者に委託することができる。

(5) 要綱別紙1の第7の5の(2)の規定により、活動を実施する対象組織は、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の(1)に定める集落協定（以下「集落協定」という。）の代表者等の同意を得て、要綱別紙1の第7の2の活動計画書に記載した農用地及び水路・農道等の管理に係る活動を本交付金により行う旨を、当該計画に明記するものとする。

#### 9 実施状況の報告

(1) 要綱別紙1の第7の6の(1)及び(2)の実施状況の報告は、市町村長が定めた期日までに様式第1-8号の実施状況報告書に、様式第1-7号により作成した金銭出納簿又はその写しを添えて市町村長に提出するものとする。

(2) 要綱別紙1の第7の6の(2)の協定参加者からの活動報告及びその確認の方法は、別記1-5に定めるとおりとする。

7 実施状況の確認

- (1) 市町村長は、協定に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認するものとする。
- (2) 市町村長は、実施状況の確認結果について、事業実施主体に報告するものとする。

10 実施状況の確認

- (1) 市町村長は、協定に定められた農用地及び対象施設の保全管理状況等の確認については、9の(1)に基づき報告された書類及び現地確認により行うものとする。
- (2) 市町村長は、協定に定められた農用地及び対象施設の保全管理状況等の確認を終えたときは、速やかにその確認結果について、様式第1-9号の実施状況確認報告書を作成し、これに対象組織から提出された実施状況報告書を添えて、事業実施主体に報告するものとする。
- (3) 実施状況の確認の方法等については、別記3-1に定めるとおりとする。

11 抽出検査の実施

地方農政局長等は、毎年度、対象組織の中から抽出して証拠書類等について検査を行う。

12 農地維持支払交付金の清算

- (1) 対象組織は、活動計画書に定める活動期間終了年度末に残額が生じたときは、当該残額を事業実施主体に返還するものとする。ただし、活動期間終了年度の翌年度を始期とする新たな広域協定の認定を受け、又は協定を締結し農地維持活動を継続する対象組織については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな広域協定又は協定に基づく農地維持支払交付金及び資源向上活動(共同)に係る交付金の経理に含めることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により対象組織から農地維持支払交付金を含む多面的機能支払交付金の返還があった場合は、当該返還額を国に返還するものとする。

13 農地維持支払交付金の交付方法

- (1) 国は、事業実施主体からの申請に基づき、要綱別紙1の第8の1の合計額の範囲内で事業実施主体に交付金を交付する。
- (2) 事業実施主体は、農地維持活動を実施する対象組織からの交付申請に基づき、要綱別紙1の第8の1の合計額の範囲内で対象組織に農地維持支払交付金を交付する。

第8 農地維持支払交付金の算定

1 農地維持支払交付金の交付額

対象組織への農地維持支払交付金の交付額は、協定に位置付けられている対象農用地について、2に規定する地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

2 交付単価

農地維持支払交付金の交付単価は、次の(1)及び(2)に定めるとおりとする。

(1) 基本単価

国の助成による農地維持支払交付金の基本単価は、次に掲げる表中の の欄に定めるとおりとする。また、当該国の助成による農地維持支払交付金の基本単価に地方公共団体が国の助成と一体的に交付する交付金を加えた交付金の基本単価は、同表中の の欄に定めるとおりとする。

地目	区分	国の助成による農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	国の助成と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価
田	都府県	1,500円	3,000円
	北海道	1,150円	2,300円
畑	都府県	1,000円	2,000円
	北海道	500円	1,000円

草 地	都府県	125円	250円
	北海道	65円	130円

(2) 都道府県知事による交付単価の変更

都道府県知事は、地域の実情に応じて(1)の表の の欄に掲げる交付単価に0.5を乗じた額以上であり、かつ、当該交付単価を超えない範囲内で、別紙3の第2の1により農地維持支払交付金の交付単価を設定することができる。この場合において、当該設定した交付単価に係る国の助成による農地維持支払交付金の交付単価は、当該設定した交付単価に0.5を乗じて得た額とする。

第9 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内で、事業実施主体に対し、当該事業実施主体が当該年度において農地維持支払交付金の交付に要する経費(第8の1の規定により算定された額の合計額をいう。)について、助成する。

なお、国の助成と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

第10 事業の実績等の報告

1 事業実績の報告

事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を地方農政局長等に報告するものとする。

2 実施状況の報告

事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、協定に位置付けられた農用地及び対象施設の保全管理状況等について、第7の7の(2)に規定する市町村長からの実施状況の確認結果の報告を取りまとめの上、地方農政局長等に報告するものとする。

第11 農地維持支払交付金の返還

1 対象活動の要件の不適合等

(1) 事業実施主体は、対象組織の活動が第5の1に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。ただし、対

14 事業実績の報告

(1) 事業実績の報告

要綱別紙1の第10の1の報告は、様式第1-2号により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 実施状況の報告

要綱別紙1の第10の2の報告は、様式第1-10号により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

15 証拠書類の保管

(1) 事業実施主体は、次に掲げる交付金の交付申請の基礎となった書類及び交付に関する証拠書類を交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

ア 予算書及び決算書

イ 交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類

ウ その他交付金に関する書類

(2) 交付金の交付を受けた対象組織は、次に掲げる交付の基礎となった証拠書類及び経理書類を交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

ア 交付金の申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類

イ 金銭出納簿

ウ 領収書等支払を証明する書類

エ その他農地維持支払交付金に関する書類

16 農地維持支払交付金の返還

(1) 返還の免責事由

要綱別紙1の第11の1及び2において、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、農地維持支払交付金の返還を免除することとする。

(2) 返還の手続

象農用地の減少が伴う場合は、2の規定によることができる。

- (2) 事業実施主体は、農地維持支払交付金が地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に使用されていると認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に支出された交付金に相当する金額の返還を求めものとする。
- (3) 事業実施主体は、対象農用地が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該農用地部分に相当する交付金を協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。
- (4) 事業実施主体は、活動計画書に位置付けられた水路、農道等の施設が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。
- (5) 事業実施主体は、地域資源の適切な保全管理のための推進活動による地域資源保全管理構想が作成されなかった場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。
- (6) 事業実施主体は、対象組織が第3に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

## 2 対象農用地面積の減少

対象農用地が転用等により減少した場合、事業実施主体は対象組織に対して交付した交付金のうち当該対象農用地部分に相当する交付金を協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

- 3 事業実施主体は、対象組織が農地維持支払交付金を返還するような事態を防止するため、対象組織に対し、協定及び活動計画書に定められた事項を遵守した活動等が実施されるよう指導するものとする。

ア 事業実施主体は、対象組織が農地維持支払交付金を含む多面的機能支払交付金を返還する必要がある場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、事業実施主体が交付した交付金の返還を求めものとする。ただし、要綱別紙1の第11の2の場合は、当該年度以降の交付金の交付の際に、当該返還相当額を相殺し、交付することができることとする。

イ 事業実施主体はアにより対象組織から農地維持支払交付金を含む多面的機能支払交付金の返還があった場合は、当該返還額を国に返還するものとする。

実施要綱	実施要領	備考
<p>(別紙2)</p> <p>資源向上支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第1 事業内容 地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等(以下「資源向上活動」という。)を行う組織に対して、資源向上支払交付金を交付する。</p> <p>第2 事業実施主体 地域協議会とする。</p> <p>第3 対象組織 資源向上支払交付金の交付の対象となる組織(以下「対象組織」という。)は、次に掲げるものとする。 1 第5の1に掲げる資源向上活動(共同)の対象組織は、以下のとおりとする。 (1)別紙1の第5の活動を実施する広域活動組織(別紙5の第2の2の(2)に定める組織を除く。) (2)別紙1の第5の活動を実施する活動組織(別紙6の第2の1の(2)に定める組織を除く。) (3)農地維持支払交付金の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う広域活動組織(別紙5の第2の2の(2)に定める組織を除く。) 又は活動組織(別紙6の第2の1の(2)に定める組織を除く。) 2 第5の2に掲げる資源向上活動(長寿命化)の対象組織は、以下のとおりとする。 (1)別紙1の第5の活動を実施する広域活動組織 (2)別紙1の第5の活動を実施する活動組織 (3)中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の(1)に定める集落協定(以下「集落協定」という。)を締結し、農用地、水路、農道等の保全管理活動を行う集落の構成員から構成される広域活動組織又は活動組織 (4)農地維持支払交付金の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う広域活動組織又は活動組織((3)に定める対象組織である場合を除く。) 3 第5の3に掲げる地域資源保全プランの策定の対象組織は、広域活動組織とする。 4 第5の4に掲げる組織の広域化・体制強化の対象組織は、活動組織及び広域活動組織とする。</p> <p>第4 対象農用地 資源向上支払交付金の算定の対象は、対象組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動(共同)及び資源向上活動(長寿命化)の効果が発揮される一団の農用地(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するものを</p>	<p>第2 資源向上支払交付金</p> <p>1 対象農用地 (1)対象農用地の区分 要綱別紙2の第4の対象農用地の区分は、第1の1の(1)に定めるとおりとする。 (2)対象農用地の面積の測定</p>	



いう。以下「対象農用地」という。)とする。

## 第5 対象活動

資源向上支払交付金の対象となる活動は、以下に掲げる取組とする。

### 1 地域資源の質的向上を図る共同活動

- (1) 第7の2に定める活動計画に基づくものであって、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすものとする。
- (2) 対象組織は、農村振興局長が別に定めるところにより、多面的機能の増進を図る活動を実施することができるものとする。
- (3) (1)の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象組織が(1)の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合には、事業実施主体は、都道府県知事と協議の上、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等の承認を受けて、当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。

### 2 施設の長寿命化のための活動

- 水路・農道等施設の補修・更新等を行うことにより長寿命化を図るものであって、第7の2に定める活動計画に基づくものであり、かつ、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- (1) 対象組織の資源向上活動(長寿命化)の対象とする施設・活動が、農村振興局長が別に定める対象施設・対象活動に関する国の指針に従い都道府県知事が策定する対象施設・対象活動に関する指針に基づくものであること。
  - (2) 対象組織が管理する水路に加え、本交付金を活用して補修・更新等を行おうとする農道、ため池等を活動計画に位置付け、資源向上活動(長寿命化)を実施すること。

### 3 地域資源保全プランの策定

広域活動組織が管理する水路・農道等施設のリスク管理及び施設のより安定的な機能維持のため、施設の機能保全のサポート体制の整備等を行うための計画策定であって、農村振興局長が別に定めるところにより行うものをいう。

### 4 組織の広域化・体制強化

別紙5に定める広域活動組織の設立又は対象組織の特定非営利活動法人化(以下「組織の広域化・体制強化」という。)を行うものであり、かつ、広域化・体制強化された組織がその後協定終了までの期間、別紙1の第5の1に定める対象活動を行うものをいう。

## 第6 計画策定

事業実施主体が事業に着手しようとする際の計画の策定については、別紙1の第6に定めるとおりとする。

- 要綱別紙2の第4の対象農用地の面積の測定は、別記1-1に定めるとおりとする。
- (3) 一団の農用地  
要綱別紙2の第5の2の活動に取り組む場合は、原則として、一集落の区域以上とする。

## 2 対象活動

- (1) 都道府県知事は、別紙2の第5の1の資源向上活動(共同)について、別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、別記1-3の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、基本方針において、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を策定する。
- (2) 要綱別紙2の第5の1の(2)の多面的機能の増進を図る活動は、地域の創意工夫に基づいた活動として、別記1-2に定めるとおりとする。
- (3) 都道府県が定める資源向上活動(共同)に関する地域活動指針に基づき要綱別紙2の第7の2の活動計画書に定められた活動の実施を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める農地維持支払交付金に関する地域活動指針に基づく活動を資源向上活動(共同)に係る交付金により実施することができる。
- (4) 都道府県が定める資源向上活動(共同)に関する地域活動指針に基づき要綱別紙2の第7の2の活動計画書に定める活動に加え、それらの活動を補完し効果を高める活動であって、多面的機能の発揮に必要な共同活動を活動計画書に定め、実施することができる。
- (5) 要綱別紙2の第5の1の(3)の活動要件の特例の内容は、都道府県知事が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件にかかわらず、地域の被災の状況に応じて必要となる活動に重点的に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。
- (6) 事業実施主体は、要綱別紙2の第5の1の(3)の活動要件の特例措置を適用しようとするときは、都道府県知事と協議の上、活動要件の特例措置を適用する対象組織を指定し、地方農政局長等の承認を受けるものとする。なお、当該対象組織の活動要件の特例措置の延長が必要な場合、事業実施主体は、毎年度、都道府県知事と協議した上で、当該措置の延長について、地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)の承認を受けるものとする。
- (7) 要綱別紙2の第5の2の農村振興局長が別に定める資源向上活動(長寿命化)の対象施設・対象活動に関する国の指針は、別記1-2に定めるとおりとする。都道府県知事は、国が定める活動指針を基礎として、資源向上活動(長寿命化)の対象施設・対象活動の指針を策定する。
- (8) 要綱別紙2の第5の3の農村振興局長が別に定める地域資源保全プランの策定については、別記2-1により行うものとする。
- (9) 要綱別紙2の第5の4の対象組織の特定非営利活動法人化は、対象組織が本交付金に係る事業の実施期間中に、本交付金による取組を実施するため、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に規定された特定非営利活動法人を設立することとする。
- (10) 地域資源保全プランの策定、広域活動組織の設立又は対象組織の特定非営利活動法人化を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める農地維持活動又は資源向上活動(共同)を地域資源保全プランの策定又は組織の広域化・体制強化に係る交付金により実施することができる。

## 3 事業の実施

## 第7 対象組織の活動の実施等

事業実施主体が資源向上支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

### 1 協定

(1) 広域活動組織は、第5の1から4までの対象活動を実施しようとする場合には、地域共同で農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動に取り組む集落又は活動組織及びその他関係者との間で、別紙5の第5に定める広域協定を締結し、対象農用地が存する市町村長の認定を受けるものとする。

(2) 活動組織は、資源向上活動が円滑に実施できるよう、第5の1、2及び4の対象活動を実施しようとする場合には、当該活動組織の代表者と対象農用地が存する市町村長との間で、別紙6の第4に定める協定を締結するものとする。

### 2 活動計画

対象組織は、1に定める協定(以下「協定」という。)について、市町村長への認定申請又は市町村長と締結しようとする場合は、別紙1の第7の2に定めるとおりとする。

### 3 採択申請

(1) 対象組織の代表者は、資源向上支払交付金に係る事業を実施しようとするときは、活動計画書に、協定及び対象組織の運営に関する規約等を添え、事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)により提出のあった書類を審査の上、当該対象組織に資源向上支払交付金を交付することが適当であると認めるときは、当該事業の採択を決定し、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。

### 4 採択内容の変更

対象組織は、3により採択された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合には、3の手に準じて、事業実施主体の承認を受けるものとし、その他の事項の変更については、事業実施主体へ届出を行うものとする。

(1) 保全管理する対象農用地面積の変更

(2) 保全管理する対象施設の変更

(3) 対象組織の変更

(4) 活動の追加、中止又は廃止

### 5 活動の実施

(1) 対象組織は、資源向上活動を実施する際には、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

ア 対象組織は、資源向上活動を実施しようとするときは、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の経路を経て実施方法等を決定すること。

イ 対象組織は、資源向上活動を実施する場合には、活動の対象とする施設の種類、規模や補修又は更新等の内容に応じて、施設の管理者等が求める基準等に沿って、設計、施工管理等を行うこと。

ウ 対象組織は、資源向上活動を実施する場合には、活動の内容に応じて、専門的技

交付金の交付に関する業務の方法の策定等については、第1の3に定めるとおりとする。

### 4 協定

(1) 要綱別紙2の第3の1の(3)及び2の(4)の対象組織並びに要綱別紙2の第3の3及び4のうち農地維持支払交付金の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う対象組織(要綱別紙2の第5の1又は2の活動を行う組織を除く。)については、地域共同で農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行うことを協定に明記するものとする。

(2) 集落協定を締結し、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う集落の構成員から構成される対象組織が、交付金旧24要綱又は交付金旧23要綱に基づき平成25年度までの間に市町村と締結した協定については、当該組織が平成26年度以降も引き続き活動組織として取り組む場合には、要綱別紙2の第7の1の協定が締結されているものとみなすことができる。

### 5 活動計画

要綱別紙2の第7の2の活動計画書は、第1の5に定めるとおりとする。

また、4の(1)に掲げる対象組織については、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動の計画を記載するものとする。

### 6 採択申請

(1) 要綱別紙2の第7の3の(1)の活動計画書の提出は、資源向上支払交付金について採択を受けようとする年度の6月30日(地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合において、事業実施主体の代表者が、地方農政局長等に対して、同日までに様式第1-4号により届出を行ったときにあつては、当該年度の10月31日)までに事業実施主体に提出するものとする。

(2) 要綱別紙2の第7の3の(3)の採択の通知の様式は、様式第1-5号とする。

### 7 採択内容の変更

(1) 要綱別紙2の第7の4の採択内容の変更承認申請は、活動計画書に変更があった協定又は規約等を添え、事業実施主体に提出するものとする。

(2) 要綱別紙2の第7の4の採択内容の変更の届出は、変更があった年度の要綱別紙2の第7の6の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時に、変更があった活動計画書、協定又は規約等を添え、いずれか早い期日に提出するものとする。

### 8 活動の実施

(1) 対象活動期間

資源向上支払交付金については、対象組織が採択された年度の4月1日以降に実施した要綱別紙2の第5に定める活動(以下「資源向上活動」という。)について支援の対象とする。

(2) 施設の長寿命化のための活動等の実施方法

対象組織は、資源向上活動(長寿命化)等を実施する場合、自ら施工する自主施工又は外注によって、対象活動を実施するものとし、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 自主施工においては、対象組織は、計画に基づき、工事の品質及び出来形につい

術を有する者の助言を得て活動を実施すること。

エ 対象組織は、交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。

- (2) 協定の対象となる農用地に、中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)に定める集落協定等の対象となる農用地を含める対象組織は、活動計画書に位置付けた資源向上活動の実施にあたっては、資源向上支払交付金により行うものとする。

て確認し、適正な活動の実施を図るとともに、活動期間中の事故防止等について細心の注意を払うものとする。なお、施工管理・安全管理等について、必要に応じて、専門的な知見又は技術を有している者の指導、助言等の活用を図るものとする。

- イ 外注により行う場合においては、対象組織は、見積の徴収等により施工業者を選定し、契約に係る書類を整備・保管するとともに、適正な施工が行われるよう施工業者に施工管理、工事の記録等を行わせるものとする。また、工事が完了したときは、必要に応じて、専門的な知見又は技術を有している者の指導、助言等を活用し、現地確認等の検査を行うものとする。なお、資源向上活動の対象とする施設の管理者が検査方法を定める場合は、その方法に従って、検査を行うものとする。

(3) 活動の記録

対象組織は、資源向上活動について、様式第1-6号の活動記録に、活動の日時、内容、参加人数等を記録する。

(4) 会計経理の適正化

資源向上支払交付金の交付を受けた対象組織の代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

- ア 資源向上支払交付金は、多面的機能支払交付金以外の事業と区分して経理を行うこと。また、要綱別紙2の第5の2の資源向上活動(長寿命化)以外の資源向上支払交付金は、資源向上活動(長寿命化)に係る交付金と区分して経理を行うこととするが、農地維持支払交付金とは区分せずに経理を行うことができる。

イ 資源向上支払交付金の使用は、協定又は活動計画書に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書等支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。

ウ 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。なお、金銭出納簿は様式第1-7号により作成する。

(5) 事務の委託

対象組織は、資源向上支払交付金に係る事務の一部を当該対象組織以外の者に委託することができる。

9 助成措置

要綱別紙2の第8の資源向上支払交付金のうち2の(2)の資源向上活動(長寿命化)交付対象となる経費は、次のとおりとする。

区 分	経 費
工事費	資源向上支払交付金の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の長寿命化のための補修・更新等の工事等に必要経費、積立費用
調査・設計費	対象施設の長寿命化のための補修・更新等を行うために必要な調査、設計、測量、試験等に要する経費
事務費	対象施設の長寿命化のための活動に必要な事務経費(日当、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、保険料等)

6 実施状況の報告

- (1) 活動組織は、毎年度、協定に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長の確認を経て、事業実施主体に報告するものとする。

10 実施状況の報告

- (1) 要綱別紙2の第7の6の(1)及び(2)の実施状況の報告は、市町村が定めた期日までに様式第1-8号の実施状況報告書に、金銭出納簿及び活動記録その他必要な書類又はその写しを添えて、市町村長に提出するものとする。

(2) 広域活動組織は、毎年度、協定に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、協定参加者からの活動報告の確認を行った上で、これを取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長の確認を経て、事業実施主体に報告するものとする。

#### 7 実施状況の確認

(1) 市町村長は、協定に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認するものとする。

(2) 市町村長は、実施状況の確認結果について、事業実施主体に報告するものとする。

(2) 要綱別紙2の第5の3に定める地域資源保全プランの策定のための支援について採択された対象組織については、当該支援に係る交付金の交付を受けた年度の(1)の期日までに、地域資源保全プラン又はその写しを市町村長に提出するものとする。

(3) 要綱別紙2の第5の4に定める組織の広域化・体制強化のための支援について採択された対象組織については、当該支援に係る交付金の交付を受けた年度の(1)の期日までに、広域協定書の認定通知書又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第13条第2項の登記事項証明書の写しを市町村長に提出するものとする。

(4) 要綱別紙2の第7の6の(2)の協定参加者からの活動報告及びその確認の方法は、別記1-5に定めるとおりとする。

#### 11 実施状況の確認

(1) 市町村長は、協定に定められた事項の実施状況の確認について、10に基づき報告された書類等の審査により行うほか、必要に応じて、現地確認により行うものとする。

(2) 市町村長は、協定に定められた事項の実施状況の確認を終えたときは、速やかにその確認結果について、様式第1-9号の実施状況確認報告書を作成し、これに対象組織から提出された実施状況報告書を添えて、事業実施主体に提出するものとする。

(3) 実施状況の確認の方法等については、別記3-1に定めるとおりとする。

#### 12 抽出検査の実施

抽出検査の実施にあつては、第1の11に定めるとおりとする。

#### 13 資源向上支払交付金の清算

(1) 対象組織は、活動計画書に定める活動期間終了年度末に残額が生じたときは、当該残額を事業実施主体に返還するものとする。ただし、活動期間終了年度の翌年度を始期とする新たな広域協定の認定を受け、又は協定を締結し資源向上活動(共同)を継続する対象組織については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな広域協定又は協定に基づく農地維持支払交付金及び資源向上活動(共同)に係る交付金の経理に含めることができるものとする。また、同様に、資源向上活動(長寿命化)を継続する対象組織については、当該残額を、新たな広域協定又は協定に基づく資源向上活動(長寿命化)に係る交付金の経理に含めることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)により対象組織から資源向上支払交付金を含む多面的機能支払交付金に返還があつた場合は、当該返還額を国に返還するものとする。

#### 14 資源向上支払交付金の交付方法

(1) 国は、事業実施主体からの申請に基づき、要綱別紙2の第8の1の合計額の範囲内で事業実施主体に交付金を交付する。

(2) 事業実施主体は、資源向上活動を実施する対象組織からの交付申請に基づき、要綱別紙1の第8の1の合計額の範囲内で対象組織に交付金を交付する。

#### 第8 資源向上支払交付金の算定

##### 1 資源向上支払交付金の交付額

対象組織への資源向上支払交付金の交付額は、協定に位置付けられている対象農用地について、2に規定する交付単価を該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

##### 2 交付単価

第5の1から4までに掲げる対象活動に対する資源向上支払交付金の額は、次の(1)から(4)までに規定するとおりとする。

##### (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の交付単価は、次のア及びイに定めるとおりとする。

##### ア 基本単価

国の助成による資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の基本単価は、次に掲

げる表中の の欄に定めるとおりとする。また、当該国の助成による資源向上活動(共同)の実施のための交付金の基本単価に地方公共団体が国の助成と一体的に交付する交付金を加えた交付金の基本単価は、同表中の の欄に定めるとおりとする。

地目	区分	国の助成による資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の10アール当たりの交付単価	国の助成と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の10アール当たりの交付単価
田	都府県	1,200円	2,400円
	北海道	960円	1,920円
畑	都府県	720円	1,440円
	北海道	240円	480円
草地	都府県	120円	240円
	北海道	60円	120円

イ 継続地区の交付単価

対策旧要綱、交付金旧23要綱、交付金旧24要綱又はこの要綱に基づき、市町村から認定又は市町村と締結した協定に協定の対象となる資源として位置付けて共同活動又は資源向上活動(共同活動)を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動(長寿命化)の対象農用地については、アに掲げる表中の 及び にそれぞれに0.75を乗じて得た額を交付単価とする。

ウ 都道府県知事による交付単価の変更

都道府県知事は、地域の実情に応じて、アの表の の欄に掲げる交付単価に0.5を乗じて得た額以上であり、かつ、当該交付単価(イに該当する農用地に係るものにあつては、当該交付単価に0.75を乗じて得た額)を超えない範囲内で、別紙3の第2の1により資源向上支払交付金の交付単価を設定することができる。この場合において、当該設定した交付単価に係る国の助成による資源向上支払交付金の交付単価は、当該設定した交付単価に0.5を乗じて得た額とする。

エ 多面的機能の増進を図る活動の取扱い

アからウのいずれにおいても、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、当該支払の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

(2) 施設の長寿命化のための活動

ア 対象組織への資源向上活動(長寿命化)に対する国の交付金の上限額は、協定に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目及び区分ごとの交付単価の欄に定める単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

イ 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する支援に関し、国の交付金に地方公共団体が国による支援と一体的に交付する交付金を加えた交付金の上限額は、同表中の の交付単価の欄に定める単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

ウ 対象組織の資源向上活動(長寿命化)を実施するために必要な金額が、イに規定する交付金の上限額未満の場合、当該対象組織に対し交付する国の交付金と地方公共団体が交付する交付金を加えた交付額全体に係る国の交付額は、当該交付額全体に0.5を乗じて得た額とする。

地目	区分	資源向上活動(長寿命化)のための活動に対する国の10アール当たりの交付単価	資源向上活動(長寿命化)のための活動に対する国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
田	都府県	2,200円	4,400円
	北海道	1,700円	3,400円
畑	都府県	1,000円	2,000円
	北海道	300円	600円
草地	都府県	200円	400円
	北海道	200円	400円

(3) 地域資源保全プランの策定

国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する支援に関する広域活動組織への地域資源保全プランの策定に対する国の交付額は、次に掲げる表中の の欄に定めるとおりとする。また、国の交付額に地方公共団体が国による支援と一体的に交付する交付金を加えた交付額は、同表中の の欄に定めるとおりとする。

区分	地域資源保全プランの策定に対する国の1組織当たりの交付額	地域資源保全プランの策定に対する国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の1組織当たりの交付額
地域資源保全プランの策定	25万円	50万円

(4) 組織の広域化・体制強化

国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する支援に関する対象組織への組織の広域化・体制強化に対する国の交付額は、次に掲げる表中の の欄に定めるとおりとする。また、国の交付額に地方公共団体が国による支援と一体的に交付する交付金を加えた交付額は、同表中の の欄に定めるとおりとする。

区分	組織の広域化・体制強化に対する国の設立される1組織当たりの交付額	組織の広域化・体制強化に対する国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の設立される1組織当たりの交付額

組織の広域化・体制強化	20万円	40万円
-------------	------	------

第9 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内で、事業実施主体に対し、当該事業実施主体が当該年度において資源向上支払交付金の交付に要する経費(第8の1の規定により算定された額の合計額をいう。)について、助成する。

なお、国の助成と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

第10 事業実績等の報告

1 事業実績の報告

事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を地方農政局長等に報告するものとする。

2 実施状況の報告

事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度、協定に位置付けられた農用地及び対象施設の保全管理状況等について、第7の7の(2)に規定する市町村長からの実施状況の確認結果の報告を取りまとめの上、地方農政局長等に報告するものとする。

15 事業実績の報告

(1) 事業実績の報告

要綱別紙2の第10の1の報告は、様式第1-2号により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 実施状況の報告

要綱別紙2の第10の2の報告は、様式第1-10号により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

16 証拠書類の保管

(1) 事業実施主体は、次に掲げる交付金の交付申請の基礎となった書類及び交付に関する証拠書類を交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

ア 予算書及び決算書

イ 交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類

ウ その他交付金に関する書類

(2) 交付金の交付を受けた対象組織は、次に掲げる交付の基礎となった証拠書類及び経理書類を交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

ア 交付金の申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類

イ 金銭出納簿

ウ 領収書等支払を証明する書類

エ 財産管理台帳

オ その他資源向上支払交付金に関する書類

17 財産の管理等

(1) 対象組織は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産を、本交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること(以下「財産処分」という。)を地方農政局長等の承認を受けずに行ってはならない。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号。以下「交付規則」という。)別表(第五条関係)に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

(2) 対象組織は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。なお、(1)に定める処分制限期間の期間内において、地方農政局長等の承認を受けて、財産処分を行ったことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(3) 対象組織は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産で(1)に定める処分制限

期間を経過しない場合においては、16にかかわらず、様式第1-11号の財産管理台帳  
その他関係書類を整備保管しなければならない。

(4)(1)から(3)までに規定する財産は、次に掲げるものとする。

- ア 不動産
- イ 1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具
- ウ 交付規則別表(第五条関係)に掲げるもの

#### 第11 資源向上支払交付金の返還

##### 1 対象活動の要件の不適合等

- (1) 事業実施主体は、対象組織の活動が、第5の対象活動の要件を満たさないことが確認された場合には、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。ただし、対象農用地の減少が伴う場合には、2の規定によることができる。
- (2) 事業実施主体は、資源向上支払交付金が地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に使用されていると認められた場合には、対象組織に対して交付した交付金のうち、地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に支出された交付金に相当する金額の返還を求めるものとする。
- (3) 事業実施主体は、対象農用地が適切に保全管理されていないと認められた場合には、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該農用地部分に相当する交付金を協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。
- (4) 事業実施主体は、活動計画書に位置付けられた水路、農道等の施設が適切に保全管理されていないと認められた場合には、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。
- (5) 事業実施主体は、対象組織が第3に定める要件を満たさないことが確認された場合には、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

##### 2 対象農用地面積の減少

対象農用地面積が減少した際の交付金の返還にあたっては、別紙1の第11の2に定めるとおりとする。

3 事業実施主体は、対象組織が資源向上支払交付金を返還するような事態を防止するため、対象組織に対し、協定及び活動計画書に定められた事項を遵守した活動等が実施されるよう指導するものとする。

#### 18 資源向上支払交付金の返還

##### (1) 返還の免責事由

要綱別紙2の第11の1及び2において、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、資源向上支払交付金の返還を免除することとする。

##### (2) 返還の手続

- ア 事業実施主体は、対象組織が資源向上支払交付金を含む多面的機能支払交付金を返還する必要が生じた場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、事業実施主体が交付した交付金の返還を求めるものとする。ただし、要綱別紙2の第11の2の場合は、当該年度以降の交付金の交付の際に、当該返還相当額を相殺し、交付することができることとする。
- イ 事業実施主体はアにより対象組織から資源向上支払交付金を含む多面的機能支払交付金の返還があった場合は、当該返還額を国に返還するものとする。



実施要綱	実施要領	備考
<p>(別紙3)</p> <p>多面的機能支払推進交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第1 事業内容</p> <p>多面的機能支払推進交付金(以下「推進交付金」という。)の対象とする事業内容は、以下のとおりとする。</p> <p>1 地域協議会推進事業</p> <p>4の(5)から(7)までに掲げる事業内容のうち、都道府県知事が策定した基本方針の中で地域協議会推進事業として実施することとして定めた事業であって、地域協議会が行うものをいう。</p> <p>2 都道府県推進事業</p> <p>4に掲げる事業内容のうち(1)及び(2)に掲げる事業並びに(5)及び(7)に掲げる事業内容のうち都道府県知事が策定した基本方針の中で都道府県推進事業として実施することとして定めた事業であって、都道府県が行うものをいう。</p> <p>3 市町村推進事業</p> <p>4に掲げる事業内容のうち(3)及び(4)に掲げる事業並びに(5)のア、イ及びエ、(7)に掲げる事業内容のうち都道府県知事が策定した基本方針の中で市町村推進事業として実施することとして定めた事業であって、市町村が行うものをいう。</p> <p>4 事業の内容</p> <p>(1) 第三者機関の設置、運営</p> <p>ア 本交付金の毎年度の実行状況の点検、対象組織の取組の評価等を行うため、第三者機関として、第三者委員会を設置する。</p> <p>イ 第三者機関が本交付金の実行状況の点検を行うとともに、本交付金の実施期間において、第三者委員会が対象組織の取組を評価し、必要に応じて、対象組織に対し、指導・助言を行うよう運営する。</p> <p>(2) 多面的機能支払の実施に関する基本方針の策定</p> <p>第2の1に定める事項を内容とする本交付金の実施に関する基本方針を作成する。</p> <p>(3) 協定締結</p> <p>対象組織との協定の締結又は広域協定の認定を行うに当たり、対象組織に対し指導を行うとともに、協定の審査を行う。</p> <p>(4) 確認事務</p> <p>毎年度、本交付金の交付対象となる対象組織の多面的機能支払交付金による活動の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認する。</p> <p>(5) 推進・指導</p> <p>ア 活動組織等への説明会</p> <p>毎年度、対象組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。</p> <p>イ 活動に関する指導、助言</p> <p>対象組織に対し、適宜指導を行い、協定に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。</p> <p>ウ 推進に関する手引きの作成</p> <p>本交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引きを作成し、本交付金による取組の意義等について普及啓発に努める。</p>	<p>第3 多面的機能支払推進交付金</p> <p>1 事業内容</p> <p>(1) 確認事務</p> <p>要綱別紙3の第1の4の(4)の実施状況の確認の方法等については、別記3-1により行うものとする。</p> <p>(2) 対象組織を支援する組織への支援</p> <p>要綱別紙3の第1の4の(5)のイの対象組織を支援する組織(以下「事務支援組織」という。)の特定非営利法人化に対する支援は、別記3-2により行うものとする。</p>	

エ 対象組織を支援する組織への支援

対象組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、農村振興局長が別に定めるところにより支援を行う。

(6) 交付・申請事務

対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、多面的機能支払交付金の交付を行う。

(7) その他推進事業の実施に必要な事項

第2 事業の実施

1 多面的機能支払の実施に関する基本方針の策定

(1) 本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする都道府県知事は、管内の市町村長等と協議の上、本交付金による取組の円滑な実施を図るために、次に掲げる事項を内容とする基本方針を策定するものとする。

ア 本交付金による取組の推進に関する基本的考え方

イ 農地維持支払交付金に関する事項

a 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

b 交付単価

c 交付金の算定の対象とする農用地

ウ 資源向上支払交付金に関する事項

a 地域資源の質的向上を図る共同活動に関する事項

b 施設の長寿命化のための活動に関する事項

c 広域協定の規模

エ 地域の推進体制

オ その他

(2) 基本方針は、原則として5年間の期間につき定めるものとする。

(3) 都道府県知事は、基本方針を策定し、又は変更しようとするときは、当該基本方針のうち(1)のイ、ウ及びエ(推進交付金に関する事項に限る。)に関する事項について、地方農政局長等の同意を得るものとする。

2 事業の実施

(1) 多面的機能支払の実施に関する基本方針の策定

ア 要綱別紙3の第2の1の多面的機能支払の実施に関する基本方針(以下「基本方針」という。)は、様式第3-1号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。

a 要綱別紙3の第2の1の(1)のアの本交付金による取組の推進に関する基本的考え方には、都道府県の現況、本交付金を交付する意義及び推進に関する基本的考え方について記載する。

b 要綱別紙3の第2の1の(1)のイのaの農地維持支払交付金に関する地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定には、別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件(以下、「国の指針」という。)を基礎として、別記1-3の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、都道府県が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件の基本的考え方及びその内容について記載する。

c 要綱別紙3の第2の1の(1)のイのbの交付単価等については、農地維持支払交付金の交付単価及び交付単価の基本的考え方について記載する。

d 要綱別紙3の第2の1の(1)のイのcの交付金の算定の対象とする農用地については、以下を参考とし、農業生産性の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて都道府県知事が定める、交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1項に規定する農用地区域内に存する農用地(以下「農振農用地区域内農用地」という。)以外の農用地をいう。)の考え方について記載することができるものとする。

(a) 生産緑地法(昭和49年6月1日法律第68号)第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区域内に存する農地

(b) 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

(c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

e 要綱別紙3の第2の1の(1)のウのaの地域資源の質的向上を図る共同活動に関する地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定には、別記1-2の国の指針を基礎として、別記1-3の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、都道府県が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件の基本的考え方及びその内容について記載する。

f 要綱別紙3の第2の1の(1)のウのaの交付単価等については、地域資源の質的向上を図る共同活動の交付単価及び交付単価の基本的考え方について記載する。

g 要綱別紙3の第2の1の(1)のウのbの施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動の指針の策定には、別記1-2の国の指針を基礎として、都道府県が策定する資源向上活動(長寿命化)の対象施設・対象活動の基本的考え方及びその

## 2 推進事業実施計画の策定

### (1) 地域協議会推進事業

地域協議会長は、1により都道府県知事が策定する基本方針に基づき、地域協議会推進事業を実施しようとする場合において、地域協議会推進事業計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を都道府県知事に提出するものとする。なお、第3の3に基づき、国が地域協議会に対し推進交付金を交付する場合には、地方農政局長等に提出するものとする。

### (2) 都道府県推進事業

都道府県知事は、1により策定する基本方針に基づき、都道府県推進事業を実施しようとする場合において、都道府県推進事業実施計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

### (3) 市町村推進事業

市町村長は、1により都道府県知事が策定する基本方針に基づき、市町村推進事業を実施しようとする場合において、市町村推進事業実施計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を都道府県知事に提出するものとする。

## 第3 推進交付金の交付

1 国は、予算の範囲内において、第1に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、都道府県に対し推進交付金を交付する。

2 推進交付金の交付を受けた都道府県は交付を受けた額のうち第1の1及び3の事業の実施に必要な経費を遅滞なく、それぞれ地域協議会及び市町村に交付するものとする。

3 なお、1及び2の規定にかかわらず、第2の1により都道府県が策定した基本方針

内容について記載する。

h 要綱別紙3の第2の1の(1)のウのcの広域協定の規模については、要綱別紙5の第3の2に規定する広域協定の対象とする区域の規模を基本方針に定めることができるものとする。

i 要綱別紙3の第2の1の(1)の工の地域の推進体制には、多面的機能支払交付金の実施体制に関する基本的考え方、地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担、市町村等への多面的機能支払推進交付金(以下「推進交付金」という。)の交付方法等を記載する。

イ 都道府県知事は、要綱別紙3の第2の1の(3)の同意を得ようとするときは、様式第3-2号の申請書に基本方針を添付して、地方農政局長等に提出するものとする。

ウ 地方農政局長等は、イにより基本方針の提出があった場合は、その内容を確認し、要綱及びこの要領に定める規定に合致するものであると認められる場合は、速やかに、同意の旨を都道府県知事に通知する。

エ 都道府県知事は、基本方針を変更しようとするときは、イ及びウの手續に準じて、地方農政局長等の同意を得るものとする。

オ 都道府県知事は、要綱別紙3の第2の1の(1)のアからエの内容のほか、要綱別紙3の第1の4の(5)の工に規定する事務支援組織の特定非営利活動法人化支援の対象となる区域の規模を基本方針に定めることができる。

## (2) 推進事業実施計画の策定

### ア 地域協議会推進事業

要綱別紙3の第2の2の(1)の地域協議会推進事業実施計画の様式は、様式第3-3号のとおりとする。

### イ 都道府県推進事業

要綱別紙3の第2の2の(2)の都道府県推進事業実施計画の様式は、様式第3-4号とする。

### ウ 市町村推進事業

要綱別紙3の第2の2の(3)の市町村推進事業実施計画の様式は、様式第3-5号とする。

## (3) 事業の着手

ア 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあつては、地域協議会長及び都道府県知事は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届けを様式第3-6号により地方農政局長等に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に着手する場合においては、都道府県及び地域協議会は、事業の内容が的確となり、かつ、交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。また、この場合においても、都道府県及び地域協議会は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

## 3 助成措置

推進交付金の交付対象となる経費は、次の(1)から(5)までとする。

### (1) 旅費

本交付金の推進、指導及び研修等に要する外部専門家及び事務局員等に対する交通費及び宿泊費

### (2) 諸謝金

都道府県に設置された第三者委員会の委員その他活動組織等への説明会、活動に対する指導・助言、手引きの作成等に要する外部専門家に対する謝金及び報奨金等

に基づき、国は、第1の1に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、地域協議会に対し推進交付金を交付できる。

(3) 委託費  
地域協議会推進事業、都道府県推進事業及び市町村推進事業の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費

(4) 事務費  
印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費(事業運営システムの整備・改良等)、消耗品費(自動車等の燃料費等)、借料・損料(会場借料、パソコン等のリース料等)、会議費、備品費、報酬・賃金・職員手当(正規職員の超勤及び臨時雇用)及び共済費(臨時雇用の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金)等

(5) 交付金(事務支援組織の特定非営利法人化に対する経費の定額助成(1法人当たり定額40万円))

#### 第4 事業実績の報告

1 地域協議会長は、毎年度、第1の1に掲げる事業の実績を農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県知事に報告するものとする。なお、第3の3に基づき、国が地域協議会に対し推進交付金を交付した場合には、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

#### 4 実施状況等の報告

(1) 要綱別紙3の第4の1の事業実績の報告は、様式第3-3号により作成し、当該事業を実施した翌年度の4月末までに、都道府県知事に提出するものとする。なお、要綱別紙3の第3の3に基づき、国が地域協議会に対し推進交付金を交付した場合の事業実績の報告は、様式第3-3号により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末までに、地方農政局長等に提出するものとする。

2 都道府県知事は、毎年度、第1の2に掲げる事業の実績を農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 要綱別紙3の第4の2の事業実績の報告は、様式第3-4号により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

3 市町村長は、毎年度、第1の3に掲げる事業の実績を農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県知事に報告するものとする。

(3) 要綱別紙3の第4の3の事業実績の報告は、様式第3-5号により作成し、当該事業を実施した翌年度の4月末日までに、都道府県知事に提出するものとする。

実施要綱	実施要領	備考
<p>(別紙4)</p> <p>地域協議会</p> <p>第1 範囲</p> <p>地域協議会は、原則一以上の市町村の全域をその区域として設置するものとする。</p> <p>第2 構成員</p> <p>1 都道府県、関係市町村、農業者団体、非営利団体等、地域の実情に応じてその会員を選定する。</p> <p>2 原則として、会員に、都道府県、農地維持活動又は資源向上活動に取り組む組織が存する市町村及び都道府県土地改良事業団体連合会、都道府県農業協同組合中央会等の関係団体を含むものとする。</p> <p>第3 規約等の要件</p> <p>地域協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 代表者が定められていること。</p> <p>(2) 本交付金に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、地域協議会の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした地域協議会の運営等に係る規約(以下「地域協議会規約」という。)その他の規程が定められていること。</p> <p>第4 設置手続</p> <p>1 地域協議会を設置しようとする者は、次に掲げる地域協議会の運営等に係る規約(以下「地域協議会規約」という。)その他の規程を定めるとともに、地域協議会の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得るものとする。</p> <p>(1) 地域協議会規約</p> <p>(2) 事務処理規程</p> <p>(3) 会計処理規程</p> <p>(4) 文書取扱規程</p> <p>(5) 公印取扱規程</p> <p>(6) 内部監査実施規程</p> <p>2 1の議決により、地域協議会の長となった者(以下「地域協議会長」という。)は、多面的機能支払交付金又は推進交付金に係る事業を実施しようとするときは、当該地域協議会が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等に会員名簿、地域協議会規約その他の規程及び事業計画書を添えて、第2の2及び第3の要件を満たすことについて承認を申請しなければならない。</p> <p>3 地方農政局長等は、2の申請の内容を審査し、第2の2及び第3の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、その旨を地域協議会長に通知しなければならない。</p>	<p>第4 地域協議会</p> <p>1 設置手続</p> <p>(1) 要綱別紙4の第4の1の(1)から(6)の地域協議会規約その他の規程は、別記4-1から別記4-6までに示した記載例を参考に作成する。</p> <p>(2) 要綱別紙4の第4の2の地域協議会の承認申請書の様式は、様式第4-1号とする。</p>	

## 第5 規約変更手続等

- 1 地域協議会長は、第4の1の地域協議会規約その他の規程を変更したときには、速やかに地方農政局長等に届け出なければならない。
- 2 地方農政局長等は、地域協議会が第2の2及び第3の要件を欠いたと認められる場合又は多面的機能支払交付金及び推進交付金の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかつたと認められる場合は、第4の3の承認を取り消すことができるものとする。また、第4の3の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により地域協議会長に通知しなければならない。

## 第6 関係書類の閲覧

地方農政局長等は、必要に応じて、多面的機能支払交付金及び推進交付金に係る地域協議会の経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。また、地域協議会は、必要に応じて、多面的機能支払交付金の交付の対象となる組織に対して行った助成に係る経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

## 第7 経理事務指導

地方農政局長等は、必要に応じて、地域協議会に対し、多面的機能支払交付金及び推進交付金に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。また、地域協議会は、必要に応じて、多面的機能支払交付金の対象となる組織に対し、助成に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。

## 第8 証拠書類の保管

地域協議会長又はその地位を承継した者は、多面的機能支払交付金及び推進交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、本交付金に係る国からの各交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

## 第9 個人情報の適切な管理

- 1 地域協議会は、本交付金に係る事業の実施に際して得た個人情報について、次に掲げる事項に留意して、適切に取り扱う必要がある。
  - (1) 本人の同意を得ている用途及び本交付金に係る事業の実施に必要な用途以外に利用しないこと
  - (2) 本交付金に係る事業の実施に真に必要な場合を除いて、複製しないこと
  - (3) 施錠管理できる場所での保管等により、個人情報の漏えい防止に努めること
  - (4) 万が一、個人情報が漏えいした場合や、個人情報の不適切な取扱いが発覚した場合は、速やかに地方農政局長等へ報告すること
  - (5) 必要な用途への利用終了後、速やかに判読不可能な方法により破棄すること(交付要綱第15に定めるものは除く。)
- 2 地方農政局長等は、地域協議会に対し、本交付金に係る事業の実施に際して得た個人情報の管理状況について、随時報告を求めることができる。また、地方農政局長等は、報告を受けた個人情報の管理状況の内容について、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、地域協議会は地方農政局長等の求めに応じて、調査等に協力するものとする。

## 2 規約変更手続等

要綱別紙4の第5の1の地域協議会の変更届出書の様式は、様式第4-2号とする。

第10 事務の委託

地域協議会は、多面的機能支払交付金及び推進交付金に係る事務の一部を地域協議会規約その他の規程に定めるところにより、当該地域協議会以外の者に委託することができる。

第11 地域協議会の業務運営の透明性の確保

地域協議会は、会員名簿、地域協議会規約その他の規程、事業計画その他多面的機能支払交付金及び推進交付金を実施する上で定めた計画等について、インターネット、広報誌等により公開に努めるものとする。また、この措置を実施するに当たり、都道府県及び市町村以外の地域協議会の会員は、地域協議会に協力するものとする。

第12 報告

地域協議会長は、毎年度、前年度の地域協議会の業務内容を記載した年度事業報告書及び当該年度の地域協議会の業務内容を記載した年度事業計画書を5月31日までに地方農政局長等に提出するものとする。

実施要綱	実施要領	備考
<p>(別紙5)</p> <p>広域活動組織</p> <p>第1 目的          広域活動組織は、旧市区町村区域等の広域エリアにおいて、集落又は活動組織(以下「集落等」という。)及びその他関係者の合意により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を実施する体制を整備することを目的として設立する。</p> <p>第2 構成員          1 構成員は、第5に定める広域協定(以下「協定」という。)に参加する集落等又はその構成員に加え、その他協定に参加する者とする。          2 広域活動組織は、以下の者で構成するものとする。          (1) 集落等又はその構成員のほか、土地改良区、非営利団体等の地域の実情に応じた者          (2) 集落等の構成員である農業者のほか、農業者団体等の地域の実情に応じた者          3 2の(1)の広域活動組織の構成員又は協定に参加する集落等の構成員には、協定に位置付けられている農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者及びそれ以外の者を含むものとする。          4 2の(2)の広域活動組織の構成員又は協定に参加する集落等の構成員には、協定に位置付けられている農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者を含むものとする。</p> <p>第3 規模          1 協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が、200ヘクタール以上(北海道にあっては3,000ヘクタール以上)を有するものとする。          2 1の規定にかかわらず、都道府県知事は、別紙3の第2の1に定める基本方針において、生産条件が不利な農用地等が存在する場合には、地域の状況に応じて、100ヘクタール以上200ヘクタール未満の範囲(北海道にあっては1,500ヘクタール以上3,000ヘクタール未満の範囲)で協定の対象とする区域の規模を別に定めることができる。</p> <p>第4 設立手続          1 広域活動組織を設立しようとする者は、協定の締結、第6に定める広域協定運営委員会(以下「運営委員会」という。)の設置等について、運営委員会の委員となる予定の者で構成する設立委員会又は会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、議決を得るものとする。          2 協定に参加する予定の集落等及びその他団体においては、協定への参加について、総会等の議決に先立ち、合意形成を図るものとする。          3 広域活動組織を設立しようとする者は、協定書に活動計画書及び運営委員会規則を添えて、協定の対象とする農用地が存する市町村長(以下「市町村長」という。)に協定の認定を</p>	<p>第5 広域活動組織          1 適用範囲          本交付金の対象組織を設立するにあたっての広域活動組織の適用範囲は次のとおりとする。          (1) 要綱別紙5の第3の1の規模を有し、かつ、複数の集落から構成する組織又は集落等の代表者により意思決定を行う組織が、本交付金による取組を行おうとする場合、原則として、広域活動組織を設立するものとする。          (2) (1)に規定するもののほか、要綱別紙5の第3の1又は2に規定する規模を有する組織が、本交付金による取組を行おうとする場合、広域活動組織を設立することができる。</p>	



申請するものとする。

- 4 市町村長は、3により提出があった書類を審査の上、当該協定の締結が適当であると認めるときは、当該協定を認定し、速やかにその旨を運営委員会会長に通知するものとする。

#### 第5 広域協定

広域協定は、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結するものであって、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 協定の対象となる区域、農用地及び施設
- 2 協定の有効期間
- 3 活動及び事業の内容
- 4 協定参加者の役割に関する事項
- 5 協定の運営に関する事項
- 6 協定を変更し、又は廃止する場合の手続

#### 第6 広域協定運営委員会

広域活動組織には、協定の適切な運営を図るため、運営委員会を設置するものとする。運営委員会は、その代表者、意思決定方法、会計の処理方法、内部監査の方法等の協定の運営に必要な事項について、運営委員会規則に定めるものとする。

#### 第7 広域活動組織の業務

広域活動組織は、協定の対象区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。

- 1 農地維持支払交付金に係る活動
- 2 資源向上支払交付金に係る活動
- 3 農村振興局長が別に定める事業を活用した農地の区画拡大・汎用化等を図る事業、小水力等発電の導入等の地域のエネルギー資源の活用を図る事業及び都市と農山漁村の共生・対流を図る事業

- 2 設立手続  
要綱別紙5の第4の4の認定通知書は、様式第5号を参考に作成する。

#### 3 広域協定

要綱別紙5の第5に定める広域協定（以下「協定」という。）は、別記5-1に示した記載例等を参考に作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。

- (1) 要綱別紙5の第5の1の協定の対象となる区域、農用地及び施設については、広域活動組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全活動等を実施する区域、農用地（以下「協定農用地」という）の所在地及び面積、対象農用地の所在地及び面積並びに活動を実施する農業用水路その他の農業用施設の所在地、延長等を記載する。
- (2) 要綱別紙5の第5の2の協定の有効期間は、原則として、5年間とする。ただし、平成25年度以前に市町村長の認定を受けた協定の有効期間は、従前の協定期間終了年度末までとすることができる。
- (3) 要綱別紙5の第5の3の活動及び事業の内容には、要綱別紙5の第7に掲げる広域活動組織の業務及びその他業務について、協定参加者が行う活動及び事業を記載する。
- (4) 要綱別紙5の第5の4の協定参加者の役割に関する事項については、協定参加者の役割及び相互間の責任の分担、並びに相互間の協力、報告等の責務を記載する。
- (5) 要綱別紙5の第5の5の協定の運営に関する事項については、協定の適切な運営を図るため、広域協定運営委員会を設置する旨を記載する。
- (6) 要綱別紙5の第5の6の協定を変更し、又は廃止する場合の手続については、協定の内容を変更又は廃止する場合、協定参加者全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認定を受ける旨を記載する。

#### 4 広域協定運営委員会

要綱別紙5の第6の運営委員会規則は、別記5-2に示した記載例等を参考に作成する。

#### 5 広域活動組織の業務

要綱別紙5の第7の3の農村振興局長が別に定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 農業基盤整備促進事業
- (2) 農業基盤整備促進事業（農山漁村地域整備交付金）
- (3) 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業
- (4) 都市農村共生・対流総合対策交付金

実施要綱	実施要領	備考
<p>(別紙6)</p> <p>活動組織</p> <p>第1 目的 活動組織は、集落等を構成する区域において、構成員による共同活動を通じ、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を行うことを目的として設立する。</p> <p>第2 構成員 1 活動組織は、以下の者で構成するものとする。 (1) 農業者、地域住民、自治会、農業者団体等の地域の実情に応じた者 (2) 農業者、農業者団体等の地域の実情に応じた者</p> <p>2 1の(1)の構成員には、第4に定める協定(以下「協定」という。)に位置付けられている農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者及びそれ以外の者を含むものとする。</p> <p>3 1の(2)の構成員には、協定に位置付けられている農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者を含むものとする。</p> <p>第3 規約等の要件 活動組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。 1 代表者が定められていること。 2 多面的機能支払交付金の事務手続きを円滑かつ効率的に行うため、活動組織の意思決定方法、会計の処理方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした活動組織の運営等に係る規約(以下「活動組織規約」という。)を定めること。 3 活動組織の代表者と協定の対象とする農用地の存する市町村長との間で第4に掲げる事項を定めた協定が締結されていること。</p> <p>第4 協定 活動組織は、農地維持活動及び資源向上活動が円滑に実施できるよう、活動組織の代表者と協定の対象とする農用地が存する市町村長との間で、以下に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。なお、別紙2の第5の2の資源向上活動(長寿命化)を実施する活動組織は、当該活動の対象とする施設の管理者が、市町村以外の場合には、その管理者を含めて協定を締結するものとする。 1 協定の締結者の住所及び氏名 2 協定期間 3 協定の対象となる区域、農用地及び施設 4 実施計画 5 工事の施行に関する条件 6 その他必要な事項</p>	<p>第6 活動組織</p> <p>1 規約 要綱別紙6の第3の(2)の活動組織規約は別記6-1に示した記載例等を参考に作成し、要綱別紙6の第4の協定を締結しようとする場合は、これを市町村長に提出するものとする。</p> <p>2 協定 (1) 協定の内容等 要綱別紙6の第4の協定(以下「協定」という。)は、別記6-2に示した記載例等を参考に作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。 ア 要綱別紙6の第4の2の協定期間は、原則として5年間とする。ただし、第1の4及び第2の4の規定により平成22年度から平成25年度までの間に市町村長と協定を締結した場合の協定期間は、従前の協定期間までとすることができる。 イ 要綱別紙6の第4の3の協定の対象となる区域、農用地及び施設には、農地維持活動を実施する活動組織については、協定農用地の所在地及び面積、対象農用地の所在地及び面積並びに農地維持活動を実施する農業用水路その他の農業用施設の所在地、延長等を記載する。また、資源向上活動を実施する活動組織については、協定の対象となる区域として、資源向上支払交付金の対象農用地の所在地、面積等を記載するとともに、資源向上活動の対象として位置付ける農業用水路その他の農業用施設の所在地、延長等を記載する。 ウ 要綱別紙6の第4の4の実施計画には、活動組織が実施する具体的な活動の内容を記載する。 エ 要綱別紙6の第4の(5)の工事の施工に関する条件には、資源向上活動(長</p>	

寿命化)を行う場合に、工事の瑕疵責任、工作物の帰属等を記載する。

オ 要綱別紙6の第4の(6)のその他必要な事項には、本事業とは別に市町村が必要に応じて、活動組織が実施する農地維持活動及び資源向上活動に対して支援又は指導を行う場合等に、具体的な行為等を記載する。また、要綱別紙2の第3の1の(3)、2の(3)及び(4)、3の(2)及び(3)並びに4の(2)及び(3)の活動組織については、地域共同で水路・農道等の基礎的な保全管理活動を行う旨を記載する。

(2) 協定の変更

活動組織は、要綱別紙6の第4の協定締結内容を変更しようとするときは、市町村長と協議の上、活動組織の代表者と市町村長との間で変更した協定を締結しなければならない。

附 則(平成26年4月1日付け26農振第2255号)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 農地・水・環境保全向上対策実施要領(平成19年3月30日付け18農振第1778号農村振興局長通知。以下「対策旧要領」という。)、農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2262号農村振興局長通知。以下「交付金旧23要領」という。)又は農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2343号農村振興局長通知。以下「交付金旧24要領」という。)に基づいて平成25年度までに交付された交付金に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例によることとする。
- 3 2について、交付金旧24要綱、交付金旧23要綱又は対策旧要綱に基づき平成20年度から平成25年度までの間に採択された対象組織の活動計画に定められている事項の報告は、様式第1-8号、交付金旧24要領に規定する様式第1-3号又は交付金旧23要領に規定する参考様式第18号により行うものとする。なお、これにかかわらず、多面的機能支払交付金の交付を受けている農用地に係る報告については、この要領に基づくものとする。
- 4 2について、交付金旧24要綱に基づき採択された対象農用地が転用等により減少した場合、平成26年度以降の農地維持支払交付金及び資源向上活動(共同)に係る交付金の交付の際に、当該返還額相当額を相殺し、交付することができるものとする。
- 5 平成26年度においては、交付金旧24要領に基づき、設置、承認された地域協議会について、第1の3の(2)、第2の3及び第4の2に掲げる手続きをした場合、当該地域協議会については、この要領に基づく承認を受けたものとみなす。
- 6 平成26年度においては、この要領に基づく多面的機能支払の実施に関する基本方針が、地方農政局長等の同意を得られるまでの間、交付金旧24要領により地方農政局長等が同意した農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針を、「農地・水保全管理支払交付金」については「多面的機能支払交付金」、「共同活動支援交付金」については「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)」、「農地・水保全管理支払推進交付金」については「多面的機能支払推進交付金」とそれぞれみなした上で、当該基本方針に基づき、農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)及び多面的機能支払推進交付金の交付ができるものとする。
- 7 平成26年度においては、この要領に基づく多面的機能支払の実施に関する基本方針が地方農政局長等の同意を得られるまでの間、交付金旧24要領に基づき地方農政局長等が同意した農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針に定められた農地・水保全管理支払推進交付金に係る事業については、多面的機能支払推進交付金により実施できるものとする。
- 8 平成26年度においては、この要領に基づき事業実施主体が作成する業務方法書が地

方農政局長等の承認を受けるまでの間、交付金旧24要領に基づき地方農政局長等が承認した業務方法書を、「農地・水保全管理支払交付金」については「多面的機能支払交付金」、「共同活動支援交付金」については「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）」とそれぞれみなした上で、当該業務方法書に基づき、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付ができるものとする。

- 9 対策旧要領、交付金旧23要領又は交付金旧24要領に基づき平成22年度以降に採択された共同活動支援交付金又は向上活動支援交付金に係る事業については、この要領に基づき農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金に係る事業として採択されたものとみなすものとする。また、市町村長と締結した協定又は認定された農地・水・環境保全管理協定については、本要領に基づき締結又は認定されたものとみなすことができるものとする。なお、交付金旧24要領により採択又は認定された農地・水・環境保全組織については、本要綱に基づく広域活動組織として採択又は認定されたものとみなす。
- 10 9の場合には、交付金旧23要領又は交付金旧24要領に基づき承認等された運営委員会規則及び農地・水・環境保全管理協定書、活動組織の規約及び協定書、並びに活動計画書において、「農地・水保全管理支払交付金」については「多面的機能支払交付金」、「共同活動支援交付金」については「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）」、「向上活動支援交付金」については「資源向上支払交付金」、「農地・水・環境保全組織」については「広域活動組織」、「農地・水・環境保全管理協定」については「広域協定」とそれぞれみなすことができるものとする。
- 11 9の場合には、交付金旧23要領又は交付金旧24要領に基づき採択された共同活動支援交付金又は向上活動支援交付金に係る事業（10に掲げるものを除く。）については、交付金旧24要領に定められた対象活動を、多面的機能支払交付金を活用することにより平成26年度末まで継続することができるものとする。なお、この場合の交付単価及び対象活動の要件は従前の例によるものとし、交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告等については、この要領に基づき行うものとするが、報告様式については従前の例によることができるものとする。
- 12 9の場合には、高度な農地・水の保全活動については、交付金旧24要領に基づき策定された活動計画書に定められた活動期間の終了年度まで、当該計画書に基づく活動を、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を活用することにより継続することができるものとする。なお、この場合の報告様式については従前の例によることができるものとする。
- 13 平成26年度における第1の6の（1）及び第2の6の（1）に規定する事業実施主体に対する採択申請の提出期限については、平成26年12月25日までとする。
- 14 要綱附則10に規定する高度な農地・水の保全活動については、農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（地域共同の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動、地域資源保全プランの策定、活動組織の広域化・体制強化）と区分して経理を行うものとする。
- 15 要綱附則11に規定する追加活動申請書の事業実施主体への提出期限は、平成26年12月25日までとする。
- 16 第2の5の活動計画について、第2の4の（1）に掲げる対象組織については、様式第1-3の活動計画書に交付金旧24要領に基づく様式第2-1の地域資源保全管理計画書を添付することにより、当該活動計画書に農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動の計画を記載したものとみなすことができるものとする。
- 17 様式第1-6号の活動記録に代わり、交付金旧24要領に基づく様式第1-7号又は様式第2-6号を活用することができるほか、事業実施主体が地方農政局長等から同意を受けた様式を使用することができるものとする。

- 18 様式第1 - 7号の金銭出納簿に代わり、交付金旧24要領に基づく様式第1 - 8号又は様式第2 - 8号を活用することができるほか、事業実施主体が地方農政局長等から同意を受けた様式を使用することができるものとする。
- 19 平成26年度中に新たに対象組織を設立する場合において、平成26年4月1日以降であって広域協定運営委員会規則若しくは規約の策定又は広域協定の認定若しくは協定の締結が行われる前に実施した対象活動があり、当該活動が設立後の対象組織が行う活動と同等の活動と市町村長が認める場合には、当該活動について農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金の対象活動とすることができる。ただし、この場合においては、対象組織は、当該活動について、活動の日時、内容、参加人数等の活動の記録、領収書等の支払を証明する書類、その他の活動内容を明らかにした書類を、市町村長に提出するとともに、市町村長は必要に応じ、当該活動の実施状況について現地確認を行うものとする。
- 20 事業実施主体は、農地・水保全管理支払交付金による活動から多面的機能支払交付金による活動に移行する際に、活動の取り止めや対象面積の除外を行う場合には、交付金旧24要綱に基づき、対象組織に対して交付した交付金を協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って原則返還することを求めるものとする。